

居宅介護支援重要事項説明書

1 担当介護支援専門員（ケアマネジャー：介護保険サービスの窓口となります）

氏名

連絡先 0743-72-1719 携帯 090-6321-8066

2 居宅介護支援事業者 及び 居宅介護支援事務所の概要

① 居宅介護支援事業者概要

名称 ここり株式会社
所在地 奈良県北葛城郡王寺町久度 2 丁目 12-3
電話番号 0745-34-0344
代表者 野手 明久

② 居宅介護支援事業所概要

名称 アリス居宅介護支援事業所
所在地 奈良県生駒市辻町 10-2 トウジュール生駒エスト 302
電話番号 0743-72-1719
管理者 浜口 真美

③ 居宅介護支援事業所の指定番号および通常のサービス提供地域

介護保険指定番号	2970902009
通常のサービス 提供地域	・生駒市・奈良市・王寺町・平群町・斑鳩 町・安堵町・その他

④ 同事業者の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1 名	名	1 名
主任介護支援専門員 (含 管理者 1 名)	1 名	名	1 名
介護支援専門員	3 名	名	3 名
事務職員	名	名	名

⑤ 営業時間

平日 8:45-17:30 休業日 土・日・祝祭日、12 月 30 日—1 月 3 日

3 居宅介護支援の内容について

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施、状況把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護(支援)認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

4 利用料金について

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき、下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該役場あるいは市役所の窓口を提供すると、金額払い戻しを受けます。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,316円	居宅介護支援費Ⅰ 14,702円
〃 40人以上60人未満の場合において、40以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,491円	居宅介護支援費Ⅱ 7,116円
〃 60人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,292円	居宅介護支援費Ⅲ 4,272円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,140円を減額することとなります。

※45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,316 円	居宅介護支援費Ⅰ 14, 702 円
〃 45人以上 60人未満の場合において、45以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,491 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,116 円
〃 60人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,292 円	居宅介護支援費Ⅲ 4, 272 円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,140 円を減額することとなります。

※45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

	加算	加算額	内容・回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,126 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2, 605 円	入院した当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,084 円	入院の日の翌日から翌々日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,689 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,252 円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,252 円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,815 円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,378 円	
通院時情報連携加算	510 円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。
特定事業所加算（Ⅰ）	5,407 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,386 円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,365 円	
特定事業所加算（A）	1,187 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合

（2）交通費

原則 無料

5 サービスの利用方法について

(1) サービスの利用

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し込みくださればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていただいたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

お客様の心身の状況、置かれている環境、お客様やご家族の希望等を勘案し、居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容、およびこれを担当する者、その他厚生省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者や介護保険施設、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努力いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画作成の手法: 居宅サービス計画ガイドライン

介護支援専門員への研修の実施: 各種研修に積極的に参加

7 緊急時の対応について

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または歯科医、家族等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

8 事故発生時等の対応について

利用者に対する事故が発生した場合は区市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行ないます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 全福サービス
保険名	介護事業者賠償責任補償
保障の概要	介護業務の遂行に起因して、他人の身体を傷つけたり、物を壊したり、ケアプラン作成ミスによって利用者に過剰な経済的負担をさせたことなどにより、被保険者が損害賠償責任を負担しなければならない場合に、賠償金を補償する。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利

用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 サービス内容に関する苦情

① 当社 お客様相談・要望・苦情・事故・緊急時等窓口

担当 浜口 真美
電話番号 0743-72-1719

② 市町村の相談・苦情窓口

生駒市 0743-74-1111

県の相談・苦情窓口

国保連合会 0744-21-6811 (0120-21-6899)

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	浜口 真美
-------------	-------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12 居宅介護支援の提供にあたっての注意事項

- ① 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

